

次のとおり一般競争入札を行いますので公告します。

令和7年8月28日

奈良県営競輪場長 池田 勝

第1 競争入札に付する事項

1 調達業務の名称

奈良県営競輪場アスベスト調査請負業務委託③

対象施設:東サイドスタンド、西スタンド、西サイドスタンド、正門(東)、正門(西)

2 調達業務の内容

別添業務委託仕様書のとおり

3 委託業務の履行期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

4 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状（別紙様式3）を提出するものとします。なお、郵便によっても入札することができます。入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更、又は取り消すことはできません。

詳細は入札説明書によります。

5 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

詳細は入札説明書によります。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる（1）から（6）のすべてに該当する者がこの入札に参加することができます。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2） 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）期間中でない者であること。
- （3） 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月27日奈良県告示425号）による競争入札参加有資格者のうち、営業種目「Q4（検査・分析・調査業務）」に登録している者であること。
- （4） 令和2年8月1日以降、国又は地方公共団体又は民間等との間において、アスベスト調査（書面現地調査、検体採取、定性分析含む）に関する契約（1契約当たり50検体以上）を締結し、競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1-1）の提出日までに完了した元請実績を1件以上有する者であること。
- （5） 下記のいずれかの資格を有する調査者（試料採取者）を1名以上配置できる者であること。

- ・「建築物石綿含有建材調査者講習登録規定」により国土交通省に登録された機関が行う講習を修了した特定建築物石綿含有建材調査者又は一般建築物石綿含有建材調査者
- ・日本アスベスト調査診断協会に登録された者

(6) 下記のいずれかの資格を有する調査者（分析者）を1名以上配置できる者であること。

- ・厚生労働大臣が定める分析調査講習を受講し、修了審査に合格した者
- ・公益社団法人日本作業環境分析協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定される A ランクまたは B ランクの認定分析技術者。
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者。
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」。
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」。

第3 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
①入札説明書等および仕様書の配布	令和7年8月28日（木）～令和7年9月24日（水）午後5時まで	奈良県営競輪場のホームページからダウンロード （ホームページアドレス） https://www.pref.nara.jp/63026.htm
②見学会の実施 ※入札説明会・現場説明会ではありません。	令和7年9月4日（木） 午後2時から3時まで	集合場所・時間等 奈良市秋篠町98番地 奈良県営競輪場 東食堂街1階コミュニティルーム 午後1時50分までにお越しください 参加を希望する場合は、別紙様式6を下記 FAX により9月3日午後3時までに送付のうえ、電話連絡を行うこと TEL: 0742-45-4481 FAX: 0742-48-5352 悪天候等が予想される場合は、9月5日（金）の同時刻で実施します ※見学会では質問は受け付けません
③競争入札参加資格確認申請書の提出期限	令和7年9月5日（金）午後5時必着 ※提出方法は持参または郵送によること。 郵送する場合は、 <u>書留郵便</u> とし、期限内必着のこと。また、封筒に「奈良県営競輪場アスベスト調査請負業務委託③に係る一般競争入札参加資格確認書類在中」と記入すること。	〔提出・送付先〕 〒631-0811 奈良市秋篠町98 奈良県営競輪場 奈良県営競輪場長あて

④仕様書等に関する質問の受付	令和7年9月9日(火)午後5時まで	奈良県営競輪場 総務企画係 持参又はFAX FAXの場合は、下記FAXにより送付のうえ、電話連絡を行うこと TEL: 0742-45-4481 FAX: 0742-48-5352
⑤競争入札参加資格の審査結果通知	令和7年9月12日(金)以降に、競争入札参加資格確認申請書に記載された連絡先(住所)あて通知します。	
⑥質問に対する回答の掲載	令和7年9月16日(火)(予定)	奈良県営競輪場のホームページに掲載(ホームページアドレス) https://www.pref.nara.jp/63026.htm
⑦郵便の場合 入札提出期限	令和7年9月19日(金)午後5時必着(期限までに到着したもののみ有効。) <u>書留郵便に限ります。</u>	[送付先] 〒631-0811 奈良市秋篠町98 奈良県営競輪場 奈良県営競輪場長あて
⑧開札	令和7年9月22日(月)午後1時00分	[開札場所] 奈良市秋篠町98番地 奈良県営競輪場 東食堂街1階コミュニティルーム ※くじ引きを行う場合は、開札後直ちに実施

※上記の期間は、奈良県の休日を定める条例(平成元年奈良県条例第32号)第1条第1項に規定する県の休日及び正午から午後1時までを除きます。

第4 競争入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める一般競争入札参加資格確認書類を「第3入札日程」により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければなりません。

なお、提出された書類について県が説明を求めた場合には、速やかにこれに応じなければなりません。

第5 入札及び契約等に関する事項

1 入札保証金

奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第4条に定めるところによります。

2 契約保証金

奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条に定めるところによります。

3 入札の中止

(1) 天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(2) 入札者の連合の疑い、不正不穏行動等をなすことにより入札を公正に執行できないと認められると

きは、入札を取り消すことがあります。

(3) 上記(1)、(2)の場合における損害は入札者の負担とします。

4 入札の無効

(1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

(2) この業務と同日に開札を予定する以下の業務のうち2以上の業務に入札参加し、開札時刻の先の案件で落札者となった者が、開札時刻の後の案件について行った入札は無効とします。

＜以下の業務＞

- ・ 奈良県営競輪場アスベスト調査請負業務委託①
- ・ 奈良県営競輪場アスベスト調査請負業務委託②
- ・ 奈良県営競輪場アスベスト調査請負業務委託③

(3) ただし、上記(2)について、同日開札の「奈良県営競輪場アスベスト調査請負業務委託①」又は「奈良県営競輪場アスベスト調査請負業務委託②」を併せて落札した場合、さらには①②③すべてを同時に落札した場合においても、いずれの業務も確実に履行できる旨の業務履行誓約書(別紙様式1-4)を、競争入札参加資格確認申請の際に提出した者はこの限りではありません。

5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格を失った、又は入札参加停止を受けた場合は契約を締結しないものとします。また、次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

(1) 落札者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。))第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。))であるとき。

(2) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

(3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

(4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

(5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」といいます。))に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

(7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手

方としていた場合（（６）に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

6 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することができます。

- （１）契約者が競争入札に関し不正な行為をしたとき。
- （２）契約者がその責めに帰する事由により履行期限内又は履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- （３）契約者が正当の理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。
- （４）契約者が契約の履行に関し不正の行為をしたとき。
- （５）契約者が契約事項に違反することにより、その契約の目的を達することができないと認められるとき。
- （６）契約締結後、契約者について５の（１）から（７）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することができます。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、５の（１）、（３）、（４）及び（５）中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

7 再委託の制限

- （１）契約者は、業務等の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはなりません。
- （２）契約者は、業務等の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければなりません。
- （３）発注者は、契約者に対して、業務等の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができます。
- （４）本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導するものとします。

第6 契約に係る損害賠償

- （１）発注者が第５の６の規定により契約を解除した場合には、納付した契約保証金は、県に帰属するものとします。
- （２）上記（１）の場合において、契約者は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されているときは、契約金額の１００分の１０に相当する額（契約者が契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額）を損害賠償金として納付しなければなりません。
- （３）契約者が第５の６の（１）に該当する場合には、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、契約者は、前項に定める損害賠償金のほか、契約金額の１００分の１０以上に相当する金額を損害賠償

金として納付しなければなりません。ただし、県に損害が生じない場合において発注者が特に認めるときは、この限りではありません。

第7 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 契約書作成の要否

要します。

- (3) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

- (4) 担当部局

〒631-0811 奈良市秋篠町98番地

奈良県営競輪場 総務企画係

電 話：0742-45-4481 F A X：0742-48-5352

- (5) 現地確認及び試料採取の際に競輪開催期間中等に立入できない場所があります。

- (6) 本一般競争入札に先立ち令和7年6月～7月に実施した「奈良競輪場アスベスト事前調査仕様書作成のための積算調査業務委託」の報告書のうち「アスベスト事前調査③」を参考情報としてご確認ください。